

○宇都宮市立図書館条例施行規則

昭和 56 年 3 月 24 日
教育委員会規則第 3 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)
第 2 章 館内利用(第 4 条―第 7 条)
第 3 章 館外利用
 第 1 節 個人貸出(第 8 条―第 15 条)
 第 2 節 団体貸出(第 16 条)
 第 3 節 郵送貸出(第 17 条)
 第 4 節 生涯学習センター図書室(第 18 条)
 第 5 節 田原コミュニティプラザ図書室(第 19 条の 2)
 第 6 節 図書館ブランチ(第 20 条)
第 4 章 寄贈及び寄託(第 21 条・第 22 条)
第 5 章 集会室の利用(第 23 条)
第 6 章 協議会(第 24 条―第 26 条)
第 7 章 事務分掌(第 27 条)
第 8 章 雑則(第 28 条・第 29 条)

附則

第 1 章 総則
(趣旨)
第 1 条 この規則は、宇都宮市立図書館条例(昭和 56 年条例第 25 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。
(平 9 教委規則 8・一部改正)
(定義)
第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。
(開館時間及び休館日)
第 2 条の 2 図書館の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 7 時まで(児童図書室にあつては午後 6 時まで)とする。
2 図書館の休館日は、次のとおりとする。

	宇都宮市立図書館	宇都宮市立東図書館，宇都宮市立上河内図書館及び宇都宮市立河内図書館
--	----------	-----------------------------------

定休日	金曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「法」という。)に規定する休日が金曜日にあたる場合は、その前日	月曜日。ただし、法に規定する休日が月曜日にあたる場合は、その翌日
図書整理日	毎月第3火曜日。ただし、法に規定する休日がその月の第3火曜日にあたる場合は、その翌日	毎月第3木曜日。ただし、法に規定する休日がその月の第3木曜日にあたる場合は、その前日
年末年始	12月29日から翌年1月3日まで	
特別整理期間	年10日以内	

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、第1項の開館時間若しくは前項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。

(平9教委規則8・追加, 平9教委規則14・平12教委規則2・平13教委規則1・平19教委規則9・一部改正)

(損害賠償)

第3条 利用者が、故意又は過失により図書館資料を紛失し、若しくは汚損したとき、又は施設若しくは設備を滅失し、若しくは破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(平19教委規則9・一部改正)

第2章 館内利用

(利用の場所)

第4条 利用者は、図書館資料を利用しようとするときは、所定の場所で利用しなければならない。

(複写の依頼)

第5条 図書館資料のうちマイクロフィルムの複写を依頼しようとする者は、複写依頼申込書に手数料を添えて、申し込まなければならない。

(平3教委規則6・平9教委規則8・一部改正)

(手数料)

第6条 条例第4条第1項の規則で定める手数料の額は、複写1枚につき30円とする。

(平3教委規則6・平9教委規則8・平17教委規則1・一部改正)

(手数料の減免)

第7条 条例第4条第2項の規定により、手数料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、手数料減免申請書を提出しなければならない。

(平3教委規則6・平9教委規則8・一部改正)

第3章 館外利用

第1節 個人貸出

(個人貸出の対象者)

第8条 図書館資料の個人貸出を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住し、又は市内に所在する学校、官公署、事業所等に在学し、若しくは在職する者
- (2) 別表第1に定める市町に居住している者(前号に掲げる者を除く。)

(平8教委規則6・全改, 平14教委規則1・一部改正)

(登録)

第9条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ居住又は身分を証明する書類を添えて登録申込書を提出し、利用カードの交付を受けなければならない。

(平3教委規則6・平4教委規則5・平8教委規則6・平19教委規則9・一部改正)

(紛失等の届出)

第10条 利用カードの交付を受けた者が、当該利用カードを紛失し、又は記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(平19教委規則9・一部改正)

(貸与等の禁止)

第11条 利用カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平19教委規則9・一部改正)

(登録の取消し等)

第12条 利用者が虚偽の登録を行い、又は前条の規定に違反するなど不正な行為をしたときは、一定の期間、図書館資料の貸出しを停止し、又はその登録を取り消すことができる。

(貸出し)

第13条 第9条の規定により登録を受けた者が、図書館資料の貸出しを受けようとするときは、利用カードを提示しなければならない。

2 図書館資料の貸出期間は、貸出日の翌日から2週間以内とする。ただし、複製画については、貸出日の翌日から1月以内とする。

3 第8条に該当する者が、図書館資料の貸出しを同時に受けることができる数(以下「貸出数」という。)は、別表第2のとおりとする。

4 館長は、特に必要があると認めるときは、貸出期間及び貸出数を変更することができる。

(平5教委規則5・平8教委規則6・平14教委規則1・平16教委規則7・平19教委規則9・一部改正)

(貸出しの制限)

第14条 前条の規定にかかわらず、館長は、特に指定した図書館資料の貸出しについ

ては、貸出数を制限し、又は貸出しを禁止することができる。

(平 5 教委規則 5・全改, 平 19 教委規則 9・一部改正)

(貸出しの停止等)

第 15 条 図書館資料の貸出しを受けた者が、貸出期間経過後なお図書館資料を返納しないときは、一定の期間、貸出しを停止し、又は登録を取り消すことができる。

第 2 節 団体貸出

(団体貸出の対象者等)

第 16 条 図書館資料(視聴覚資料及び複製画を除く。以下この条において同じ。)の団体貸出を受けることができるものは、市内の教育機関、社会教育団体、地域団体、職場団体その他これらに類する団体で、教育委員会が適当と認めるものとする。

- 2 団体貸出に係る図書館資料の管理は、当該団体の代表者がその責めを負うものとする。
- 3 第 9 条から前条までの規定は、団体貸出について準用する。ただし、貸出数は、利用 1 団体につき 500 冊までとする。
- 4 前項の場合において、第 13 条第 2 項中「2 週間以内」とあるのは「6 月以内」と読み替えるものとする。

(昭 62 教委規則 4・平 5 教委規則 5・平 8 教委規則 6・平 16 教委規則 7・平 19 教委規則 9・一部改正)

第 3 節 郵送貸出

(郵送貸出の対象者等)

第 17 条 図書館資料(複製画を除く。以下この条において同じ。)の郵送貸出を受けることができる者は、市内に居住する次の各号に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に定める身体障害者手帳(以下「身障者手帳」という。)の交付を受けている者で、視覚障害 1 級から 6 級までのもの
 - (2) 身障者手帳の交付を受けている者で、肢体不自由 1 級から 6 級までのもの
 - (3) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成 11 年厚生省令第 58 号)第 1 条第 1 項及び第 2 条第 1 項に該当するものとして、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 27 条第 7 項及び第 32 条第 6 項の規定による要介護認定又は要支援認定の通知を受けた者
 - (4) その他前各号に準ずる者で、郵送貸出以外に図書館の利用が困難と認められるもの
- 2 図書館資料の郵送貸出を受けようとする者は、登録の際、身障者手帳等を提示するものとする。
 - 3 郵送貸出に係る費用は、市の負担とする。
 - 4 第 9 条から第 15 条までの規定は、郵送貸出について準用する。ただし、貸出数は、

別表第2のとおりとする。

- 5 前項の場合において、第13条第2項中「2週間以内」とあるのは「1月以内」と読み替えるものとする。

(昭62教委規則4・平5教委規則5・平8教委規則6・平12教委規則10・平16教委規則1・平16教委規則7・平18教委規則10・平19教委規則9・一部改正)

第4節 生涯学習センター図書室

(平17教委規則2・全改)

(生涯学習センター図書室)

第18条 図書館は、生涯学習センター図書室に図書館資料を配置する。

- 2 生涯学習センター図書室を利用できる者は、第8条第1号に定める者とする。

(平17教委規則2・全改)

第19条 削除

(平17教委規則2)

第5節 田原コミュニティプラザ図書室

(平22教委規則6・追加)

(田原コミュニティプラザ図書室)

第19条の2 図書館は、田原コミュニティプラザ図書室に図書館資料を配置する。

- 2 図書館は、田原コミュニティプラザ図書室において次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書館資料の予約受付に関すること。
- (2) 図書館資料の貸出しに関すること。
- (3) 図書館資料の返納に関すること。
- (4) 図書館の利用登録に関すること。

- 3 田原コミュニティプラザ図書室を利用できる者は、第8条第1号に定めるものとする。

(平22教委規則6・追加)

第6節 図書館ランチ

(平19教委規則21・全改, 平22教委規則6・旧第5節繰下)

(図書館ランチ)

第20条 図書館は、バンパ出張所内において次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書館資料の予約受付に関すること。
- (2) 予約された図書館資料の貸出しに関すること。
- (3) 図書館資料の返納に関すること。
- (4) 図書館の利用登録に関すること。

- 2 図書館ランチを利用できる者は、第8条第1号に定めるものとする。

(平 19 教委規則 21・全改)

第 4 章 寄贈及び寄託

(寄贈及び寄託)

第 21 条 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 寄贈に要する費用は、寄贈者の負担とする。

(平 19 教委規則 9・一部改正)

(受託証書の交付等)

第 22 条 教育委員会は、図書館資料の寄託者に対して、受託証書を交付するものとする。

2 寄託を受けた図書館資料は、寄託について特別の条件がある場合を除き、図書館資料の取扱いの例によるものとする。

(平 3 教委規則 6・一部改正)

第 5 章 集会室の利用

(集会室の利用)

第 23 条 集会室を利用することができる団体は、本市で読書活動を行つている団体その他これに類する団体で、教育委員会が適当と認めるものとする。

2 集会室を利用しようとする団体は、あらかじめ集会室利用申込書を提出して、利用の許可を受けなければならない。

(平 3 教委規則 6・平 19 教委規則 9・一部改正)

第 6 章 協議会

(会長及び副会長)

第 24 条 条例第 5 条の協議会に会長及び副会長 1 名を置き、委員がこれを互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平 9 教委規則 8・一部改正)

(会議)

第 25 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 26 条 協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第 7 章 事務分掌

(平 19 教委規則 9・改称)

(事務分掌)

第 27 条 図書館が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 図書館の文書，予算その他庶務に関すること。
- (2) 図書館の業務の進行管理に関すること。
- (3) 図書館の統計及び広報に関すること。
- (4) 図書館の施設及び設備の管理に関すること。
- (5) 図書館資料の収集，整理及び保管に関すること。
- (6) 図書館資料の利用及び調査相談に関すること。
- (7) 図書館資料の団体貸出に関すること。
- (8) 図書館資料の郵送貸出に関すること。
- (9) 生涯学習センター図書室及び田原コミュニティプラザ図書室の図書館資料に関すること。
- (10) 図書館資料の寄贈及び寄託に関すること。
- (11) 読書活動の推進に関すること。
- (12) 読書関係団体の育成及び連絡調整に関すること。
- (13) 研究会，講演会，資料展示会等に関すること。
- (14) その他図書館奉仕に関すること。

2 宇都宮市立図書館が分掌する事務は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 宇都宮市図書館協議会に関すること。
- (2) 図書館の連絡調整に関すること。
- (3) 図書館コンピューターシステムの運用に関すること。
- (4) 図書館ブランチに関すること。

(平 19 教委規則 9・全改，平 19 教委規則 21・平 22 教委規則 6・一部改正)

第 8 章 雑則

(様式)

第 28 条 この規則に定める申込書等の様式は，別に定める。

(平 4 教委規則 5・追加，平 14 教委規則 7・旧第 30 条繰上)

(補則)

第 29 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

(昭 62 教委規則 4・旧第 28 条繰下，平 4 教委規則 5・旧第 29 条繰下，平 14 教委規則 7・旧第 31 条繰上)

附 則

この規則中第 3 章第 4 節及び第 5 節・第 6 章並びに第 7 章の規定は昭和 56 年 4 月 1 日から，その他の規定は条例の施行の日から施行する。

(昭 56 教委規則 9・一部改正)

附 則(昭和 56 年 6 月 24 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は，昭和 56 年 7 月 7 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 31 日教育委員会規則第 4 号)
この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 12 月 20 日教育委員会規則第 6 号)
この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 24 日教育委員会規則第 5 号)
この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 23 日教育委員会規則第 5 号)
この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 4 月 22 日教育委員会規則第 6 号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 24 日教育委員会規則第 8 号)
この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 11 月 28 日教育委員会規則第 14 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 2 月 24 日教育委員会規則第 2 号)
この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 10 月 27 日教育委員会規則第 10 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 2 月 5 日教育委員会規則第 1 号)
この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 1 月 24 日教育委員会規則第 1 号)
この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日教育委員会規則第 7 号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 2 月 17 日教育委員会規則第 1 号)
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 24 日教育委員会規則第 7 号)
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 1 月 25 日教育委員会規則第 1 号)
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 1 月 25 日教育委員会規則第 2 号)
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日教育委員会規則第 7 号)
この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 21 日教育委員会規則第 16 号)

この規則中第 1 条の規定は平成 18 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 1 月 10 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 17 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日教育委員会規則第 10 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 23 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、平成 19 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 29 日教育委員会規則第 21 号)

この規則は、平成 19 年 7 月 31 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 17 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 3 月 23 日から適用する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 8 条関係)

(平 8 教委規則 6・追加, 平 14 教委規則 1・旧別表・平 17 教委規則 7・平 17 教委規則 16・平 18 教委規則 2・平 19 教委規則 9・平 21 教委規則 7・一部改正)

鹿沼市, 日光市, 真岡市, さくら市, 下野市, 上三川町, 西方町, 芳賀町, 壬生町, 高根沢町

別表第 2(第 13 条, 第 17 条関係)

(平 19 教委規則 9・全改)

資料名	貸出数
図書館資料(視聴覚資料及び複製画を除く。)	利用者 1 人につき 15 冊まで
視聴覚資料のうち音声資料	利用者 1 人につき 5 点まで
視聴覚資料のうち映像資料	利用者 1 人につき 5 点まで ただし, DVD については 2 点まで
複製画	利用者 1 人につき 3 点まで